

平和大通り公園（仮称）測量及び実施設計業務（５－１） 基本仕様書

1 適用

本仕様書は、「平和大通り公園（仮称）測量及び実施設計業務（５－１）」に適用する。

2 目的及び実施概要

本市では、令和４年３月に策定した「平和大通りの利活用のための基本計画」（以下、「基本計画」という。）及び令和５年３月に取りまとめた「平和大通りの利活用のための整備イメージについて」（以下、「整備イメージ」という。）に基づき、官民が連携し、平和大通りの魅力や価値を高める整備及び利活用を進めることとしている。

本業務では、本市が整備する区域の測量及び実施設計を行うものであり、下記の(1)～(5)を実施する。

- (1) 測量
- (2) 平和大通り公園（仮称）整備設計
- (3) 地元等関係機関協議資料及び広島市都市デザインアドバイザー会議用資料の作成
- (4) 関係者協議
- (5) 打合せ協議

3 委託期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで

4 業務内容

(1) 測量

測量については、特記仕様書〔測量業務編〕のとおり測量を実施すること。

(2) 平和大通り公園（仮称）整備設計

平和大通り公園（仮称）整備設計については、以下のとおり実施すること。また、以下の内容の他、特記仕様書〔共通編〕や特記仕様書〔設計業務編〕を始めとする各特記仕様書に定める内容を遵守すること。

ア 現地調査

現地の地表物に係る調査等

イ 与条件の整理等

基本計画、整備イメージ及び上記アを踏まえ、以下の(ア)～(ク)の実実施設計に係る与条件について整理等を実施する。なお、(エ)～(ク)については、「(ウ) デザインコンセプトの整理」に沿った整理を実施すること。

(ア) 法的整理等

法的整理は、整備に係る法律関係の整理の他、本事業の上位計画や、景観に係る計画の整理等とする。

(イ) 現況整理

現況整理は、上記アの結果を踏まえ、本市が貸与するこれまでの業務成果品や地下埋設物資料等現況を整理すること。

(ウ) デザインコンセプトの整理

デザインコンセプトの整理は、受注者自らが提案した提案書の「デザインコンセプト」や「イメージパース等」について、全体の設計に反映できるよう整理すること。

(エ) 公園整備に係る整理

公園整備に係る整理は、公園施設の詳細設置箇所の検討、設置物（工作物や園路舗装等）の比較検討及び選定等とする。

(オ) 建築施設に係る整理

建築施設に係る整理は、詳細設置箇所の検討、規模の検討、耐用年数（計画供用年数）、

建物の仕様（配管等を含む）、地盤の状況調査、建築基準法等における近隣の環境検討、建具の比較及び選定等とする。

(カ) 照明設備に係る整理

照明設備に係る整理は、詳細設置箇所の検討（引込ルート、設置間隔の検討を含む。）、設備器具の比較及び選定等とする。

(キ) 給排水設備に係る整理

給排水設備に係る整理は、詳細設置箇所の検討（設置間隔の検討を含む。）、設備器具の比較及び選定等とする。

(ク) イベント盤に係る整理

イベント盤に係る整理は、詳細設置箇所の検討（引込ルート、設置間隔の検討を含む。）、設備器具の比較及び選定等とする。

ウ 実施設計の検討（平和大橋から緑大橋の区間を除く）

設計対象は以下の(ア)～(オ)とし、設計条件等は、特記仕様書〔設計業務編〕を始めとする各特記仕様書に定める。また、上記イの「(ウ) デザインコンセプトの整理」に沿った検討を実施すること。

(ア) 公園整備（樹木を含む。）

樹木については、別紙「平和大通り樹木管理の基本的な考え方」に基づき緑地を健全化し、安全で居心地よい空間となるよう既存樹木の土壌改良、せん定、移植、伐採及び補植等について検討する。また、施設の配置に当たっては、樹木（特に根への影響）に配慮した設計とする。

(イ) 建築施設

対象建築施設は以下を想定している。建築施設については、上記イの「(ウ) デザインコンセプトの整理」に沿った設計を検討すること（検討の上、既製品から選択することも可とする。）。

対象建築施設	数 量
公園便所	1 棟
屋根付休憩所	1 棟
屋根付休憩所（2階建て）	1 棟
東屋	1 棟

(ウ) 電気設備

(エ) 機械設備

(オ) デザイン性を重視した工作物

一部の工作物については、通常の比較検討及び選定する項目（コストや耐久性等）の他、上記イの「(ウ) デザインコンセプトの整理」に沿った設計を検討すること（検討の上、既製品から選択することも可とする。）。なお、対象工作物は以下を想定している。

対象工作物	数 量
公園遊具（造形遊具）	約 3 基
公園遊具（健康遊具）	約 4 基
ベンチ	約 29 基
石ベンチ	約 6 基
縁台	約 8 基
サークルベンチ	約 1 基
花壇	約 640 m ²
ウッドデッキ	約 400 m ²
じゃぶじゃぶ池	1 基

エ 実施設計図の作成（平和大橋から緑大橋の区間を除く）

オ 数量計算（平和大橋から緑大橋の区間を除く）

カ 概算工事費の算出（平和大橋から緑大橋の区間を除く）

キ 実施設計説明書の作成（平和大橋から緑大橋の区間を除く）

- ク 外観イメージ図の作成 ※建築施設のみ該当。(平和大橋から緑大橋の区間を除く)
- ケ 工区分け・工程表の検討及び仮設計画図の作成 (平和大橋から緑大橋の区間を除く)
- コ 照査

(3) 地元等関係機関協議資料及び広島市都市デザインアドバイザー会議用資料の作成

特記仕様書〔設計業務編〕のとおり

(4) 関係者協議

特記仕様書〔共通編〕のとおりとする。

なお、建築施設及び電気・機械設備それぞれの設計を進めるに当たっては、以下の関係者との協議を自ら実施すること。

建築施設：中区建築課（計画通知）、中区維持管理課（施設管理及び道路管理）、中消防署（消防設備）、広島国道事務所（道路管理）等

電気設備：中国電力、NTT 等

機械設備：水道局、下水道局等

(5) 打合せ協議

本業務における設計業務については、着手時、成果品提出時のほか、本業務全般を通じ、必要に応じ、以下を基本に関係各課との打合せ協議を行う。

なお、業務着手時及び成果品提出時には、管理技術者が立会うこと。

公園施設：中区建設部地域整備課

樹 木：都市整備局緑化推進部緑政課・中区建設部維持管理課

建築施設：都市整備局営繕部営繕課

電気設備：都市整備局営繕部設備課

機械設備：都市整備局営繕部設備課

その他：経済観光局観光政策部

また、測量業務については、特記仕様書〔共通編〕のとおりとする。

5 貸与品等について

本業務において、次の業務等に係る資料を貸与する。

なお、「中1比治山庚午線自転車走行空間測量及び実施設計業務（4-1）」は履行中であるため、当該業務に係る資料の貸与時期等については、業務の進捗状況などを踏まえ、本市調査職員が別途示すものとする。

- ・平和大通り建築可能範囲等調査業務
- ・平和大通り交通量調査業務
- ・平和大通りの利活用の推進に係るワークショップその他業務
- ・中1比治山庚午線自転車走行空間測量及び実施設計業務（3-1）
- ・中1比治山庚午線自転車走行空間測量及び実施設計業務（4-1）
- ・平和大通り樹木生育環境現況調査業務（5-1）
- ・平和大通り樹木管理指針（案）

6 成果品の提出

各分野（公園、建築、電気設備、機械設備）をそれぞれ分けて「〇〇編」として綴ることとし、以下のとおり成果品として提出すること。

(1) 成果品

- ・ 実施計画書
契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。また、計画段階から随時、確認・管理すること。
- ・ 実施報告書 2部 (A4 ファイル綴じ・白焼き図面を含む)
- ・ データー式 2部
※ 詳細は(2)のとおり

(2) 電子納品

- ・ 本業務は、電子納品対象業務である。
- ・ 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事等各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」(以下「手引」という。)に基づいて作成したものを指す。
- ・ 成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-Rを原則とする)で2部、電子データの印刷物(簡易製本)1部、原図(成果物として指定のある場合)一式を提出すること。
- ・ 電子納品にあたっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

7 留意事項

- (1) 関係法令・条例等を遵守すること。
- (2) 広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。
また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施に際し、発注者に提出された成果物等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (4) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受注者の責任において処理すること。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとし、協議後は受注者が協議録を作成し、発注者に提出すること。